

1.教育について

(1) 教育委員会制度について

安倍政権が集団的自衛権行使を可能にする憲法の解釈改憲を進めています。集団的自衛権とは、歴代の自民党政権がこれまで掲げてきた「専守防衛」の制約を取つ払うことで、日本の自衛隊が海外に軍事展開する道筋をつけるのがその狙いです。

米軍が、自衛隊に海外の紛争地域で戦闘行動に参加させるには、日本首脳に事前に作戦行動を伝えなければなりません。なぜなら、日本人が戦闘で死ぬ恐れがあるからです。しかし、作戦が他国に漏れるとまずいので、作ったのが「特定秘密保護法」です。

しかし、若者を戦地に送り出すためには、「お国のために死ぬことは素晴らしいことだ」と教え込み、人を殺すことが平気となるように教え込む必要があります。だからこそ、日本の第2次世界大戦での行為は侵略戦争ではなかった、「アジア解放のための正義の戦いだった」「南京大虐殺はなかった」「従軍慰安婦はいなかった」と歴史を偽って教えることが求められるのです。しかし、教育委員会の多くは、このようなことを教える教科書を採用していません。だから、こんな言ふことを聞かない教育委員会はつぶしてしまえとなったのが、「教育委員会改悪法案」だと私は思います。

教育委員会「改革」法案は、これまでの教育長と教育委員長を一本化した「新教育長」を首長が直接任命・罷免できるようにするとしています。

首長が「総合教育会議」を設けて教育委員会と協議し、国の教育施策を参酌し「大綱」をつくるとしています。実質、教育委員会は「総合教育会議」の下請け機関となります。

質問します。

- ① 第1次安倍内閣の時に「教育基本法」が変えられました。それまでの基本法と大きく異なった点を示してください。
- ② 戦前の教育は、「滅私奉公」という価値観で個人の上に国家を置き、国民を無謀な戦争へと突き進めました。

戦後の憲法と1947年の教育基本法は、教育の最優先原理として、「個人の尊厳」を明記し、「戦争をしない国」づくりは「個人の尊厳」を大切にする教育によるという理念があると思います。教育への政治介入を許さないことと「個人の尊厳を守る」ことは密接にかかわっており、そのための制度的な保障が教育委員会の一般行政からの独立です。市長、教育長はそれぞれ所見を示してください。

- ③ 教育委員会は、戦前の国家体制に支配された教育への反省から、教育権の独立を貫くためにつくられた制度です。このことについて歴史的・本来的な役割を教育委員会は果たしていると考えますか。また、このたび成立した「教育委員会改正法」により、教育委員会がどのように変わると考えていますか、教育委員長に伺います。

- ④ 「教育委員会改悪法案」が俎上に載せられた背景には、現行の教育委員会が問題を抱

えていることもあると思います。現行制度の問題点とこのような動きについて、教育長の所見を伺います。

(2) 子どもの貧困と就学援助について

内閣府の子ども・若者白書（H25年版）によると、子どもの相対的貧困率は上昇傾向です。大人1人で子どもを養育している家庭が特に経済的に困窮しています。子どもの相対的貧困率は15.7%であり、大人1人世帯の相対的貧困率は50.8%となっています。すなわち、子どもの6人に1人は貧困層です。母子家庭の貧困率は66%で（2004年）、母親の85%が就労していて、5人に1人はダブルワークをしています。母子世帯の母親は仕事時間が長く、育児時間が短い。それにもかかわらず、所得は児童のいる世帯平均の3分の1以下です。

母子世帯に育つ子供の多くは、親と一緒に過ごす時間が少なく、教育を始め、ほかの多くの子どもが享受している便益について「我慢しなければならない」状態にあります。母親にしても、すでに精一杯働いているのに、「もっと働き」と迫ることは、母親の健康や幸福に悪影響を及ぼすことになります。

子どもを育てる環境は経済状況に左右され、子供の成長に影響します。貧しい家庭に育つ子供は、学力、健康、家庭環境、飛行、虐待など様々な面で、そうでない子供に比べて不利な立場にあります。

質問します。

① 全国学力テストの結果によると、世帯収入や両親の学歴等の家庭環境と学力の関係ではどのような特徴がみられますか。

② 貧困の連鎖

ア.

イ. 生活保護世帯で、子どもの時に育った環境が生活保護世帯であったという割合はどのくらいですか。（他都市の資料でもよろしい。）
25.1%

ウ. 生活保護世帯の子どもの高校進学率はいくらですか。

③ 就学援助について

81.6%

ア. 文部科学省は就学援助の補助対象に挙げている品目で、岡山市は補助対象にしない品目はどんなものがありますか。また、なぜ岡山市は補助対象にしないのですか。

イ. 就学援助の修学旅行費は上限幾らですか。

ウ. 中学校の修学旅行はどこに行っていますか。

(3) 体罰問題について

大阪市の桜宮高校で、顧問教師の体罰により、キャプテンを務めていたバスケット部生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件は、教育界だけでなくスポーツ界に衝撃を広げ、重大な社会問題になりました。学校における体罰はあってはならないと思うが、改めて

体罰の定義と教育長の所見を伺います。

2. 新斎場について

(1) 用地の取得と制約について

富吉の新斎場用地として4億6千万円余が支払われました。この土地は、不動産鑑定により、周辺の宅地見込地・宅地の取引事例から導かれた妥当な金額であるとされました。

この土地は、雑種地として購入されましたが、取引事例の大半が宅地見込み地または宅地です。この土地は直ちに宅地として建物を建築することが可能な土地として、他の制約はない土地ですか。

(2) 安全な土地であるか

この土地の産廃処分場廃止にあたって、環境局は十分なチェックをして「産業廃棄物最終処分場廃止確認結果通知書」を出したとは思いますが、この土地は安心して高度利用ができる土地と市は考えていますか。

3. 産廃について

(1) 最終埋立量の目標

産廃最終埋立量の見通しについて何度かこの本会議で質問しました。H25年11月議会で環境局長はH27年度最終処分予測値が35万7千tで、H21年度実績の33万5千tに比べ7%増えると予測されるので、最終埋立量は増えると答弁しています。

今でもこの見通しは環境局長の判断として間違っていないと考えますか。

(2) 産廃行政にのぞむ姿勢について

- ① 環境局長は、産廃の事務は法定受託事務であるので岡山市の裁量はないと言っています。自治体の役割は、憲法第92条、地方自治法第1条で「地方自治の本旨に基づいて」と規定されている。「地方自治の本旨」とは何を意味していると理解していますか。
- ② 産廃が住民の生活に多大な影響を与えることがあるとの認識はありますか。
- ③ フクシマの原発事故を受けて、先ごろ大飯原発の運転差し止め訴訟に対する福井地裁の判決がありました。この判決文は、「ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業にかかる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められてしかるべきである」。また、国民の命よりもコストを優先する考え方をきっぱりと退けました。「国富の損失」とは「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していること」を失うことだと強調しました。この判決は、原発に対してですが、言われていることはまさしく産廃についてもあてはまるのではありませんか。所見を伺います。